

個人で設置した合併処理浄化槽について (帰属の手続き)

～市営浄化槽事業区域内の既存合併処理浄化槽の取り扱い～

浄化槽維持管理のイメージ図



※浄化槽管理者とは、通常浄化槽所有者などのことで、浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の義務があります。

市上下水道局に浄化槽を帰属すると、



佐賀市上下水道事業管理
者＝浄化槽管理者になっ
て維持管理をするよ。
くわしくは、パンフレッ
トの中をみてね。



佐賀市上下水道局庁舎



さがっば潤くん

佐賀市上下水道局 下水道工務課 浄化槽係

TEL 0952-34-5047 (直通) / FAX 33-1505

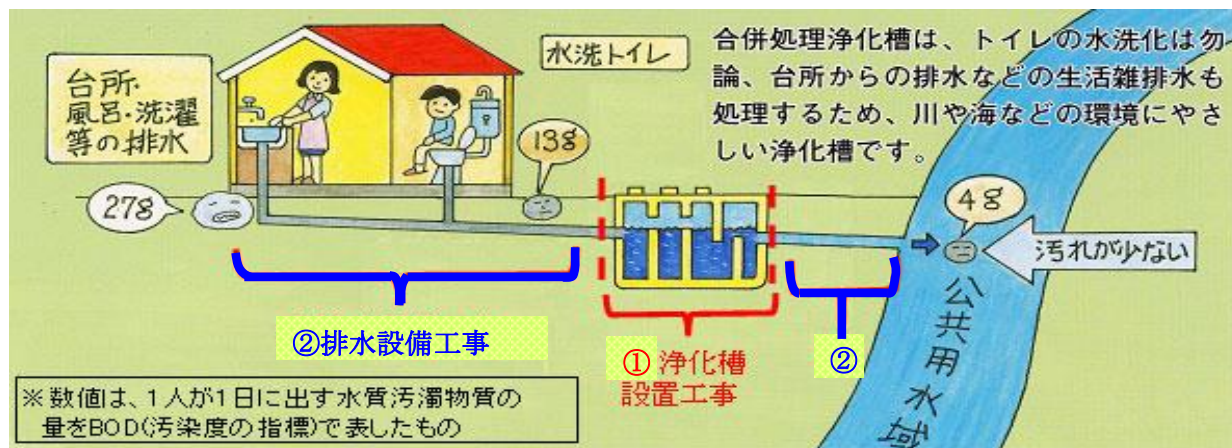
メール : gesuikomu.sui@city.saga.lg.jp

U R L : <http://www.water.saga.saga.jp>

〒849-8558 佐賀市若宮三丁目6番60号 佐賀市上下水道局 3階

■佐賀市営浄化槽事業の概要

平成 22 年 4 月 1 日から佐賀市における生活排水処理事業は、地域の特性に応じて、公共下水道、農業集落排水事業、**市営浄化槽事業**の3事業となりました。それぞれ処理方式に違いがありますが、目的は同じで、生活環境を改善し、公共用水域の水質保全に寄与することです。これまで、下水道、農業集落排水事業の対象地区以外において、生活排水を処理するため浄化槽を設置する個人に対して国・県・市が補助金を交付してきましたが、**市営浄化槽事業**では、市上下水道局が主体となって浄化槽の設置と維持管理を行います。



(1) 事業内容と対象区域

① 事業内容

合併処理浄化槽の設置から維持管理まで、市上下水道局が主体となって行う事業です。

② 対象区域

公共下水道と農業集落排水の処理区域を除く市内のすべての地域(浄化槽区域)が対象です。

(2) 施工および管理の費用区分

① 市上下水道局の施工と管理部分 (図の赤色の部分が対象)

浄化槽本体とその流入・流出管(上下流計1m程度)までが、市上下水道局が費用を負担して工事を行う範囲になります。

② 個人の施工と管理部分 (図の青色の部分が対象)

上記①以外の部分については、個人で工事と維持管理ならびにそれらに要する費用をご負担いただくこととなります。

(3) 浄化槽設置分担金

対象区域内に市営浄化槽事業を利用して浄化槽を設置する場合は、浄化槽の大きさによって分担金をご負担いただくこととなります。

(4) 既存の合併処理浄化槽

対象区域内にある合併処理浄化槽は、市上下水道局に帰属することもできます。帰属*するためには条件があります。

※帰属とは、物・権利などが、特定の人・団体・国などの所有となることです。

(5) 浄化槽使用料

市営浄化槽事業では、浄化槽の大きさによって浄化槽使用料をご負担いただくこととなります。この使用料は、浄化槽の維持管理費に充てられます。

■下水道と浄化槽の役割

●さわやかな生活【トイレの水洗化】



水洗トイレがつかえます

●きれいなまち【環境の改善】



家のまわりに汚れた水がたまらないので、害虫や伝染病の発生を防ぐことができます。

●うつくしい自然【水質の保全】

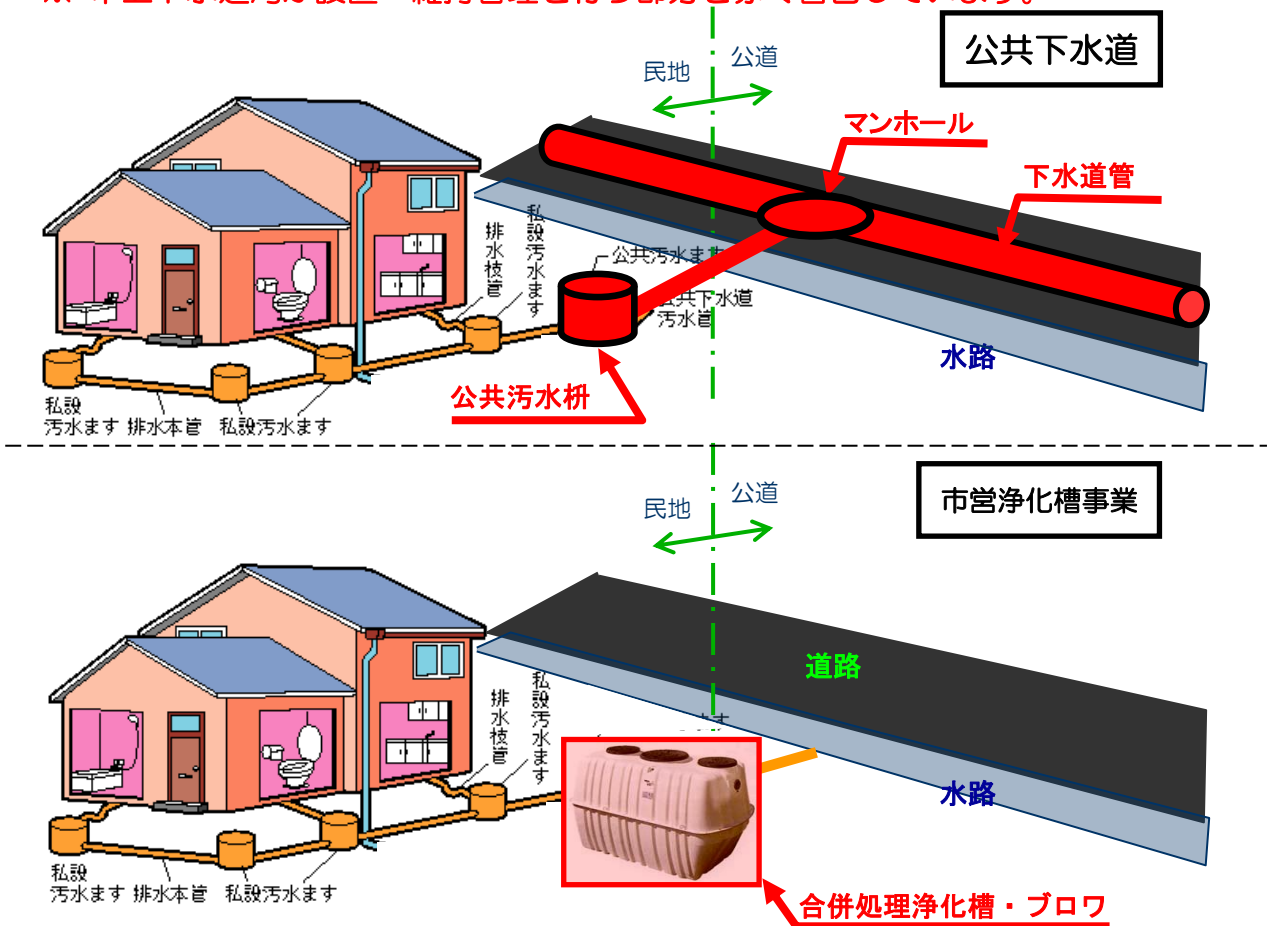


汚れた水はきれいにしてから流すので、川や海の水がきれいになります。

■下水道と浄化槽の概念図

道路に埋設された下水道管によって汚水を集めて処理する公共下水道に対し、浄化槽は戸別に汚水を処理して水路に放流します。家屋が密集した地域では公共下水道、家屋が散在する地域では浄化槽での汚水処理が効率的です。

※ 市上下水道局が設置・維持管理を行う部分を赤く着色しています。



1 帰属後について

① 浄化槽使用料

使用料をご負担いただくことにより、帰属された浄化槽の維持管理を市上下水道局が行います。

なお、使用料は、原則として浄化槽の大きさ（人槽）によって決まります。

(消費税8%込み)

人槽区分	使用料/月	人槽区分	使用料/月	人槽区分	使用料/月
5人槽 以下	2,571円	16~20 人槽	9,669円	36~40 人槽	17,897円
6~7 人槽	3,086円	21~25 人槽	12,548円	41~45 人槽	19,543円
8~10 人槽	4,114円	26~30 人槽	14,605円	46~50 人槽	21,188円
11~15 人槽	8,434円	31~35 人槽	16,251円	51人槽 以上	当該浄化槽の 維持管理費用を 考慮し定めます

※ お支払いは2か月分を1回として請求します。(久保田地区のお支払いは、1か月分を1回として請求します。)

例) 7人槽をご使用の場合、1回のお支払額 3,086円×2か月=6,172円

※ 使用料は、消費税率及び下水道使用料等の見直しにあわせて変更する予定です。

※ 浄化槽の使用をやめるときは、使用休止(又は廃止)の手続きをお願いします。使用休止のお手続きをされるまで、使用料がかかります。

※ 使用休止(又は廃止)の際は、使用期間に応じた浄化槽清掃費用の一部を請求させていただきます。

※ 自治公民館に設置された市営浄化槽の使用料は、人槽に関わらず公共下水道の基本使用料と同額(1,188円/月(消費税8%込み))と定めています。

② 受益者分担金 受益者分担金は発生しません。

③ 浄化槽の使用方法 帰属前と同じです。

☆ 汚れた水を浄化するのは浄化槽内の微生物です。微生物が元気になれば、水をきれいにする力も強くなります。微生物がはたらきやすい環境にするために、次の点に注意して浄化槽を使いましょう。



トイレの水は規定量を流す
トイレットペーパー以外の異物を流さない



微生物の活動に影響を及ぼす薬剤を流さない



天ぷら油や野菜くずを流さない。



浄化槽の電源を切らない
浄化槽の上に物を置かない

2 維持管理にかかる市上下水道局と使用者の費用負担区分について

	管理にかかる費用負担項目	市上下水道局	使用者
①	浄化槽使用料		○
②	浄化槽保守点検費	○	
③	浄化槽清掃費	○	
④	法定検査料	○	
⑤	消毒薬品代	○	
⑥	ブロワの部品交換・修理にかかる費用	○	
⑦	ブロワの電気代		○
⑧	浄化槽清掃等に使用する水道代		○
⑨	浄化槽に設置している放流ポンプの維持管理費		○
⑩	使用者の都合による浄化槽の移動・撤去に関する費用		○
⑪	使用者の責により必要となった浄化槽の修繕にかかる費用		○
⑫	耐用年数を経て交換が必要になったブロワ本体の費用	○	
⑬	耐用年数を経て交換が必要になった浄化槽本体の撤去費用	○	
⑭	耐用年数を経て交換が必要になった浄化槽本体の設置にかかる費用	○	



3 帰属申請の手続きについて

浄化槽事業区域内にある個人が設置した既存合併処理浄化槽のうち、**条件を満たし、生活排水を適切に処理する機能を有するもの**については、市上下水道局に帰属[※]させることができます。

※帰属とは、物・権利などが、特定の人・団体・国などの所有となることです。

① 帰属の条件

1. 浄化槽区域内にある合併処理浄化槽[※]であること。
2. 浄化槽の使用人員が適正であること。
3. 浄化槽用地を市上下水道局が無償で使用するについて、土地所有者と帰属申請者が同意書を提出すること。
4. 浄化槽設置届を保健福祉事務所に提出していること。
5. 原則として、合併処理浄化槽登録制度により、登録を受けた浄化槽であること。
6. 申請の日以前1年間の保守点検が適正に行われていること。
7. 申請の日以前1年間に送風機の消耗部品の交換が行われていること、もしくは市上下水道局が浄化槽の管理を開始する前に行うこと。
8. 申請の日以前1年間の法定検査結果が不適正でないこと。
9. 補修工事等の必要がないこと。
10. 周囲に浄化槽の維持管理に支障を及ぼす構造物がなく、かつ浄化槽の使用状況に問題がないこと（現地確認）。
11. 申請の日以降市上下水道局が浄化槽の管理を開始する以前に、浄化槽内の汚泥を抜き取り、清掃を行うこと。

※合併処理浄化槽とは、トイレだけでなく台所、風呂の生活雑排水も処理する浄化槽です。

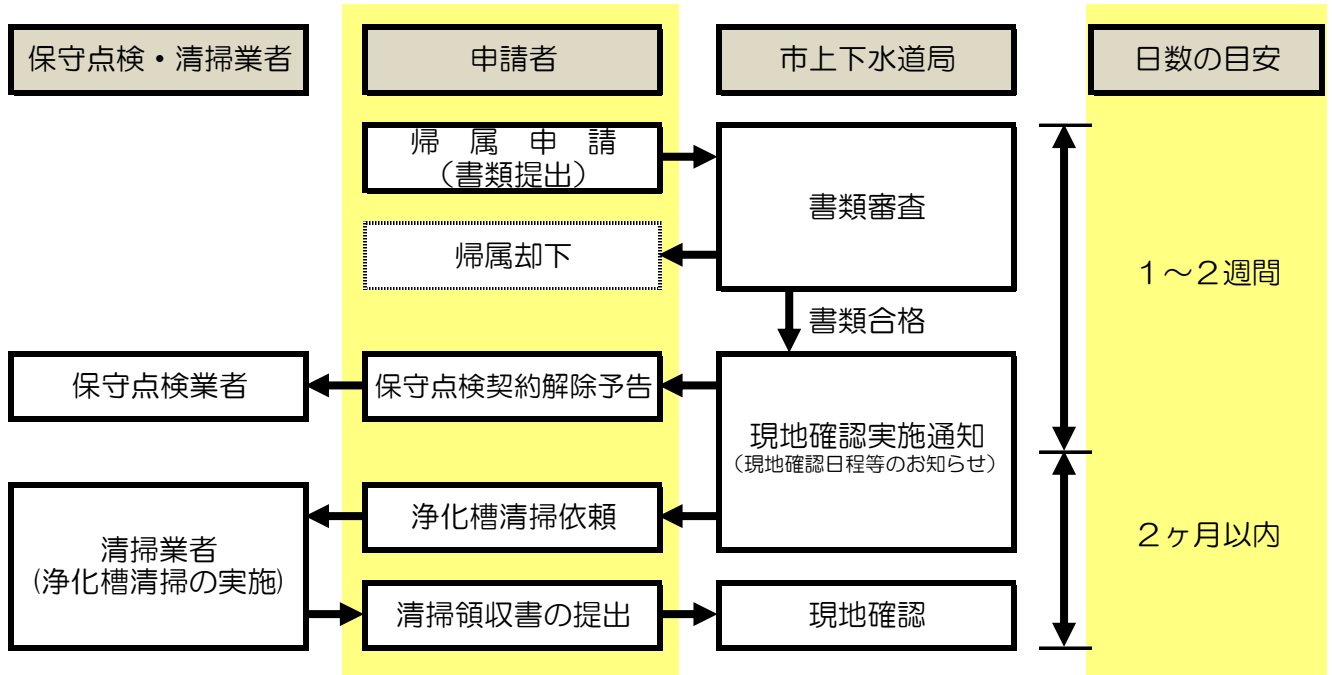
② 申請者

◇帰属申請は、原則として現在の**浄化槽管理者本人、又は同居家族[※]**が行ってください。

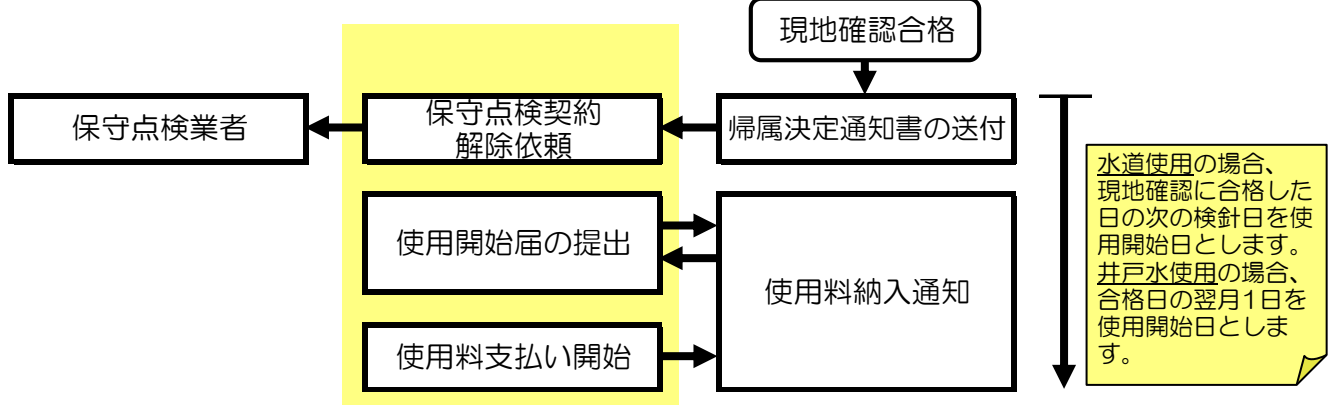
※どうしても本人、又は同居家族が窓口に来られない場合、代理の方でも結構です。ただし、委任状をお持ちください。

※浄化槽管理者とは、浄化槽を所有している人、又は使用している人を言います。浄化槽保守点検記録表に記載されている浄化槽管理者名をご確認ください。

③ 申請から帰属までの流れ



※帰属のための条件が満たされていないことが、現地確認の際に判明した場合、市上下水道局への帰属ができない場合があります。



④ 提出書類

1. 既存浄化槽帰属申請書 (様式参照)
 2. 既存浄化槽帰属同意書 (様式参照)
 3. 浄化槽法第7条、または11条検査結果書の写し
 ※ (申請日以前1年以内に行ったもの)
 4. 申請の日以前1年間の浄化槽保守点検記録表の写し*
 5. 浄化槽設置届出書の写し*
- } 3. 4. 5. の書類を紛失されている場合は、その旨お申し出ください。

⑤ 申請先

◇佐賀市上下水道局3階 下水道工務課 浄化槽係に申請してください。

